分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 片山宏文

契約解除について

鳥取森林管理署は、令和5年6月5日に契約を締結した「本谷奥山復工事」 について、入札執行の 手続きが公正に実施されていないことから、契約を解除しましたのでお知らせします。

なお、このような事案を招きましたことを深くお詫び申し上げますとともに、類似事案の再発防止に 向け取り組んで参ります。

記

1 概要

- ① 4月19日、当署が「本谷奥山腹工事」に係る入札公告を実施。電子入札ダウンロードシステム上に、見積単価等を記載した材料明細書等を公表。
- ② 5月30日、当署が入札を執行。 応札額が調査基準価格を上回った業者Aに施工体制評価点30点、応札額が調査基準価格未満であった業者B、業者Cに施工体制評価点10点を付与。総合評価落札方式による入札の結果、入札順位は1位が業者A、2位が業者B、3位が業者Cとなり、業者Aを落札者と決定。
- ③ 5月31日付け文書により、業者Cが自社の施工体制評価点が10点である理由について説明を要求。
- ④ 6月5日、当署が落札者の業者Aと契約を締結。契約状況をホームページに公表。
- ⑤ 6月7日、当署が業者Cからの説明要求に対し、10点の付与は入札金額が調査基準価格未満であったことを文書により回答。
- ⑥ 6月12日付け文書により、再度、業者Cが、契約状況としてホームページで公表された積算内 訳書の金額と電子入札ダウンロードシステムで公表された単価に基づき積算した金額が異なること、入札監視委員会による再苦情処理手続を踏まえて適正に措置を講ずることを要求。
- ⑦ 6月12日、当署が4月19日に公表した材料明細書に記載した見積単価に誤りがあり、予定価格及び調査基準価格算定に用いた署決定単価と相違があることを確認。
- ⑧ 7月19日、近畿中国森林管理局入札監視委員会において、業者Cからの再苦情申立に係る苦情処理会議を開催。入札監視委員会は、本谷奥山腹工事の入札執行について「入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断する」との意見書を7月24日提出。
- ⑨ 7月26日付け文書により、国有林野事業工事請負契約約款第46条第1項に基づく契約解除を通知。

2 今後の対応

再発防止に向け、入札契約手続きに当たっては、チェック体制の強化を一層図る。

問合せ先 総務グループ 電話 050-3160-6125